省　令

○厚生労働省令第百四十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月二十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
第十五条の四の三　（略）	**第十五条の四の三**　（略）
第十五条の四の四　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、令和八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものが行う令和八年熊本地震に際し熊本県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等（同項第二号イ⑴の対象期間の初日が令和八年七月二十八日から起算して六月が経過する日までの間にあるものに限る。）については、同条第二項第二号の規定は、適用しない。	（新設）
（産業雇用安定助成金に関する暫定措置）	（産業雇用安定助成金に関する暫定措置）
第十五条の四の五　（略）	**第十五条の四の四**　（略）
（削除）	**第十五条の四の五**　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、令和八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたものが行う令和八年熊本地震に際し熊本県の区域内に所在する事業所における第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等（同項第二号イ⑴の対象期間の初日が令和八年七月二十八日から起算して六月が経過する日までの間にあるものに限る。）については、同条第二項第二号の規定は、適用しない。
第十五条の四の六　第百二条の三の三の産業雇用安定助成金として、同条に規定するもののほか、当分の間、令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金を支給するものとする。	（新設）
2　令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース奨励金は、次の各号に定める事業主に対して支給するものとする。	
一　令和八年熊本地震に際し熊本県内に所在する事業所の事業主のうち、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（都道府県労働局長に届け出た出向計画（以下この号及び第五項において「出向計画」という。）に基づき出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所における当該従事する期間（以下この号及び次項において「出向期間」という。）の初回の出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）及び日雇労働被保険者を除く。第七項において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下この条において「出向元事業主」という。）	
イ　出向期間の初日が令和八年十月一日から令和九年九月三十日までの間にある出向であつて、当該出向の期間が一箇月以上の期間であり、かつ出向をした日から起算して一年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。	